

第百二十九号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十条中「及び第十四号から第十七号まで」を「、第十四号及び第十五号」に改め、「第十三号まで」の下に「、第十六号及び第十七号」を加える。

第十七条第一項中「二万八千円」の下に「（当該特別職の職員が高度の専門的な知識経験又は優れた識見を必要とする業務でその額により難い特別の事情があると市長又は任命権者が認めるものに従事する場合にあつては、四万円）」を加える。

別表第二農業委員会の委員長の中「七八、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に改め、同表農業委員会の委員長代理の中「七一、〇〇〇円」を「九三、〇〇〇円」に改め、同表農業委員会の委員委員の中「六三、〇〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に改め、同表農業委員会の農地利用最適化推進委員の中「四〇、〇〇〇円」を「六二、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例第十条七条第一項の改正規定に限る。） 公布の日

二 第二条の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第十条及び別表第二の規定は令和六年四月一日から、改正後の条例第六条第二項及び第九条第三項の規定は同年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の

規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し議員及び常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するとともに、高度の専門的な知識経験等を必要とする一定の業務に従事する附属機関の構成員等の報酬の上限額を定め、農業委員会の委員等の報酬額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十一号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号中「二十一万八千円」を「二十二万七千七百円」に改める。

第十九条の五第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	273,000	294,100	317,800	343,500	372,700	392,100	411,700
	2	185,000	274,400	295,700	319,700	345,400	374,400	394,000	414,000
	3	186,100	275,800	297,300	321,600	347,300	376,100	395,900	416,300
	4	187,200	277,200	298,900	323,400	349,400	377,900	397,800	418,600
	5	188,500	278,600	300,600	325,200	351,500	379,700	399,700	420,900
	6	190,000	280,000	302,300	326,900	353,400	381,500	401,600	423,400
	7	191,500	281,400	304,000	328,600	355,300	383,300	403,700	425,900
	8	193,100	282,800	305,700	330,300	357,200	385,100	405,800	428,300
	9	194,800	284,200	307,400	332,200	359,100	386,900	408,000	430,700
	10	196,600	285,600	309,100	334,100	360,900	388,700	410,200	433,500
	11	198,500	287,000	310,800	336,000	362,700	390,500	412,400	436,300
	12	200,400	288,400	312,500	338,000	364,400	392,200	414,500	439,100
	13	202,300	289,800	314,200	340,100	366,100	394,000	416,600	441,800
	14	204,200	291,200	315,900	342,200	367,900	395,800	418,800	444,600
	15	206,100	292,600	317,600	344,300	369,700	397,600	421,100	447,400
	16	208,000	294,000	319,300	346,300	371,500	399,400	423,400	450,100
	17	209,900	295,400	321,000	348,300	373,300	401,300	425,900	452,700
	18	211,800	296,800	322,700	350,200	375,100	403,100	428,300	455,400
	19	213,700	298,200	324,500	352,100	376,900	405,000	430,700	458,100
	20	215,600	299,700	326,300	353,800	378,600	406,900	433,000	460,800
	21	217,500	301,200	328,100	355,600	380,300	408,800	435,000	463,400
	22	219,400	302,700	329,900	357,200	382,000	410,500	437,000	466,000
	23	221,300	304,200	331,700	358,900	383,700	412,200	439,000	468,600
	24	223,100	305,700	333,500	360,600	385,400	413,800	441,000	471,200
	25	225,000	307,200	335,200	362,200	387,000	415,200	443,000	473,700
	26	226,700	308,700	336,900	363,800	388,500	416,400	444,700	476,100
	27	228,400	310,200	338,600	365,400	390,000	417,600	446,400	478,500
	28	230,000	311,700	340,300	366,900	391,500	418,800	448,100	480,900
	29	231,600	313,100	341,900	368,500	393,100	420,100	450,000	483,300
	30	233,200	314,500	343,500	369,800	394,700	421,200	451,600	485,300
	31	234,800	315,900	345,100	371,100	396,300	422,300	453,200	487,300
	32	236,400	317,300	346,800	372,300	397,800	423,400	454,800	489,300
	33	238,000	318,600	348,500	373,500	399,300	424,400	456,300	491,500
	34	239,600	319,900	350,200	374,600	400,800	425,400	457,600	493,300
	35	241,200	321,200	351,900	375,700	402,300	426,400	458,900	495,100
	36	242,800	322,500	353,600	376,800	403,700	427,400	460,200	496,900
	37	244,400	323,700	355,300	378,000	405,100	428,300	461,300	498,600
	38	246,000	324,900	356,800	379,000	406,500	429,200	462,300	499,700
	39	247,600	326,200	358,400	380,000	407,900	430,100	463,300	500,800

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	40	249,100	327,500	360,000	380,900	409,300	431,000	464,300	501,900
	41	250,600	328,700	361,200	381,800	410,700	432,000	465,200	502,800
	42	252,100	330,100	362,300	382,700	411,800	432,900	466,100	503,600
	43	253,500	331,500	363,400	383,600	412,900	433,800	467,000	504,400
	44	255,000	332,900	364,400	384,500	414,000	434,700	467,900	505,200
	45	256,500	334,300	365,300	385,400	415,000	435,400	468,800	506,200
	46	258,000	335,500	366,200	386,000	415,800	436,200	469,700	507,000
	47	259,500	336,700	367,100	386,600	416,600	437,000	470,600	507,800
	48	261,000	337,800	368,000	387,200	417,400	437,800	471,500	508,600
	49	262,400	338,900	368,700	387,700	418,300	438,500	472,400	509,600
	50	263,900	340,000	369,400	388,200	419,100	439,200	473,100	510,400
	51	265,300	341,100	370,100	388,800	419,900	439,900	473,800	511,200
	52	266,800	342,200	370,800	389,400	420,700	440,600	474,500	512,000
	53	268,300	343,300	371,500	389,900	421,400	441,500	475,400	512,900
	54	269,700	344,100	372,200	390,400	422,100	442,100	476,100	513,700
	55	271,100	344,900	372,900	390,900	422,800	442,700	476,800	514,500
	56	272,500	345,600	373,600	391,400	423,500	443,300	477,500	515,300
	57	273,900	346,300	374,300	392,100	424,400	444,100	478,300	516,200
	58	275,300	347,000	374,900	392,600	425,100	444,700	479,000	517,000
	59	276,700	347,700	375,500	393,100	425,800	445,300	479,700	517,800
	60	278,100	348,400	376,100	393,600	426,500	445,900	480,400	518,600
	61	279,500	349,100	376,500	394,200	427,400	446,600	481,300	519,500
	62	280,900	349,700	377,100	394,700	428,000	447,200	482,000	520,300
	63	282,300	350,300	377,700	395,200	428,600	447,800	482,700	521,100
	64	283,700	350,900	378,300	395,700	429,200	448,400	483,400	521,900
	65	285,200	351,500	378,800	396,300	429,800	449,100	484,200	522,600
	66	286,600	352,000	379,300	396,800	430,400	449,700	484,800	523,300
	67	288,000	352,500	379,800	397,300	431,000	450,300	485,400	524,100
	68	289,400	353,000	380,300	397,800	431,600	450,900	486,000	524,900
	69	290,800	353,500	380,900	398,400	432,200	451,600	486,700	525,500
	70	292,200	354,000	381,300	398,900	432,800	452,200	487,300	526,300
	71	293,600	354,500	381,700	399,400	433,400	452,800	487,900	527,100
72	294,900	355,000	382,100	399,900	434,000	453,400	488,500	527,900	
73	296,300	355,500	382,700	400,500	434,600	453,900	489,000	528,600	
74	297,700	356,000	383,100	401,000	435,200	454,200			
75	299,000	356,500	383,500	401,500	435,800	454,500			
76	300,300	357,000	383,900	402,000	436,400	454,800			
77	301,700	357,500	384,500	402,600	437,000	455,000			
78	303,000	358,000	384,900	403,100	437,600				
79	304,300	358,500	385,300	403,600	438,200				
80	305,600	359,000	385,700	404,100	438,800				
81	306,900	359,600	386,300	404,700	439,400				
82	308,200	360,100	386,700	405,200	439,900				

	83	309,500	360,600	387,100	405,700	440,400			
	84	310,800	361,100	387,500	406,200	440,900			
	85	312,000	361,500	388,100	406,800	441,400			
	86	313,200	362,000	388,500	407,300				
	87	314,500	362,500	388,900	407,800				
	88	315,800	363,000	389,300	408,300				
	89	317,200	363,400	389,800	408,900				
	90	318,500	363,800	390,200	409,400				
	91	319,700	364,200	390,600	409,900				
	92	321,000	364,600	391,000	410,400				
	93	322,300	365,100	391,600	410,700				
	94	323,500	365,500	392,000	411,200				
	95	324,700	365,900	392,400	411,700				
	96	325,900	366,300	392,800	412,200				
	97	327,100	366,800	393,400	412,700				
	98		367,200	393,700	413,200				
	99		367,600	394,100	413,700				
	100		368,000	394,500	414,200				
	101		368,500	394,700	414,700				
	102		368,900	395,000	415,200				
	103		369,300	395,300	415,700				
	104		369,700	395,600	416,200				
	105		370,100	395,900	416,700				
	106			396,200					
	107			396,500					
	108			396,800					
	109			397,000					
	110			397,300					
	111			397,600					
	112			397,900					
	113			398,100					
	114			398,400					
	115			398,700					
	116			399,000					
	117			399,200					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		206,700	249,300	268,200	298,400	318,100	340,200	393,500	441,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 消防職給料表（第五条関係）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	193,200	273,000	307,400	332,200	359,100	386,900	408,000	430,700
	2	194,600	274,400	309,100	334,100	360,900	388,700	410,200	433,500
	3	196,000	275,800	310,800	336,000	362,700	390,500	412,400	436,300
	4	197,400	277,200	312,500	338,000	364,400	392,200	414,500	439,100
	5	198,900	278,600	314,200	340,100	366,100	394,000	416,600	441,800
	6	200,900	280,000	315,900	342,200	367,900	395,800	418,800	444,600
	7	202,900	281,400	317,600	344,300	369,700	397,600	421,100	447,400
	8	205,000	282,800	319,300	346,300	371,500	399,400	423,400	450,100
	9	207,300	284,200	321,000	348,300	373,300	401,300	425,900	452,700
	10	209,700	285,600	322,700	350,200	375,100	403,100	428,300	455,400
	11	212,100	287,000	324,500	352,100	376,900	405,000	430,700	458,100
	12	214,500	288,400	326,300	353,800	378,600	406,900	433,000	460,800
	13	216,900	289,800	328,100	355,600	380,300	408,800	435,000	463,400
	14	219,300	291,200	329,900	357,200	382,000	410,500	437,000	466,000
	15	221,500	292,600	331,700	358,900	383,700	412,200	439,000	468,600
	16	223,500	294,000	333,500	360,600	385,400	413,800	441,000	471,200
	17	225,300	295,400	335,200	362,200	387,000	415,200	443,000	473,700
	18	227,000	296,800	336,900	363,800	388,500	416,400	444,700	476,100
	19	228,600	298,200	338,600	365,400	390,000	417,600	446,400	478,500
	20	230,200	299,700	340,300	366,900	391,500	418,800	448,100	480,900
	21	231,800	301,200	341,900	368,500	393,100	420,100	450,000	483,300
	22	233,600	302,700	343,500	369,800	394,700	421,200	451,600	485,300
	23	235,400	304,200	345,100	371,100	396,300	422,300	453,200	487,300
	24	237,200	305,700	346,800	372,300	397,800	423,400	454,800	489,300
	25	239,000	307,200	348,500	373,500	399,300	424,400	456,300	491,500
	26	240,700	308,700	350,200	374,600	400,800	425,400	457,600	493,300
	27	242,400	310,200	351,900	375,700	402,300	426,400	458,900	495,100
	28	244,000	311,700	353,600	376,800	403,700	427,400	460,200	496,900
	29	245,600	313,100	355,300	378,000	405,100	428,300	461,300	498,600
	30	247,100	314,500	356,800	379,000	406,500	429,200	462,300	499,700
	31	248,600	315,900	358,400	380,000	407,900	430,100	463,300	500,800
	32	250,100	317,300	360,000	380,900	409,300	431,000	464,300	501,900
	33	251,600	318,600	361,200	381,800	410,700	432,000	465,200	502,800
	34	253,100	319,900	362,300	382,700	411,800	432,900	466,100	503,600
	35	254,500	321,200	363,400	383,600	412,900	433,800	467,000	504,400
	36	255,900	322,500	364,400	384,500	414,000	434,700	467,900	505,200
	37	257,300	323,700	365,300	385,400	415,000	435,400	468,800	506,200
	38	258,700	324,900	366,200	386,000	415,800	436,200	469,700	507,000
	39	260,100	326,200	367,100	386,600	416,600	437,000	470,600	507,800

	40	261,400	327,500	368,000	387,200	417,400	437,800	471,500	508,600
	41	262,700	328,700	368,700	387,700	418,300	438,500	472,400	509,600
	42	264,300	330,100	369,400	388,200	419,100	439,200	473,100	510,400
	43	265,600	331,500	370,100	388,800	419,900	439,900	473,800	511,200
	44	267,100	332,900	370,800	389,400	420,700	440,600	474,500	512,000
	45	268,600	334,300	371,500	389,900	421,400	441,500	475,400	512,900
	46	270,000	335,600	372,200	390,400	422,100	442,100	476,100	513,700
	47	271,400	336,900	372,900	390,900	422,800	442,700	476,800	514,500
	48	272,700	338,100	373,600	391,400	423,500	443,300	477,500	515,300
	49	274,100	339,200	374,300	392,100	424,400	444,100	478,300	516,200
	50	275,400	340,300	374,900	392,600	425,100	444,700	479,000	517,000
	51	276,700	341,400	375,500	393,100	425,800	445,300	479,700	517,800
	52	278,100	342,500	376,100	393,600	426,500	445,900	480,400	518,600
	53	279,500	343,300	376,500	394,200	427,400	446,600	481,300	519,500
	54	280,900	344,100	377,100	394,700	428,000	447,200	482,000	520,300
	55	282,300	344,900	377,700	395,200	428,600	447,800	482,700	521,100
	56	283,700	345,600	378,300	395,700	429,200	448,400	483,400	521,900
	57	285,200	346,300	378,800	396,300	429,800	449,100	484,200	522,600
	58	286,600	347,000	379,300	396,800	430,400	449,700	484,800	523,300
	59	288,000	347,700	379,800	397,300	431,000	450,300	485,400	524,100
	60	289,400	348,400	380,300	397,800	431,600	450,900	486,000	524,900
	61	290,800	349,100	380,900	398,400	432,200	451,600	486,700	525,500
	62	292,200	349,700	381,300	398,900	432,800	452,200	487,300	526,300
	63	293,600	350,300	381,700	399,400	433,400	452,800	487,900	527,100
	64	294,900	350,900	382,100	399,900	434,000	453,400	488,500	527,900
	65	296,300	351,500	382,700	400,500	434,600	453,900	489,000	528,600
	66	297,700	352,000	383,100	401,000	435,200	454,200		
	67	299,000	352,500	383,500	401,500	435,800	454,500		
	68	300,300	353,000	383,900	402,000	436,400	454,800		
	69	301,700	353,500	384,500	402,600	437,000	455,000		
	70	303,000	354,000	384,900	403,100	437,600			
	71	304,300	354,500	385,300	403,600	438,200			
	72	305,600	355,000	385,700	404,100	438,800			
	73	306,900	355,500	386,300	404,700	439,400			
	74	308,200	356,000	386,700	405,200	439,900			
	75	309,500	356,500	387,100	405,700	440,400			
	76	310,800	357,000	387,500	406,200	440,900			
	77	312,000	357,500	388,100	406,800	441,400			
	78	313,200	358,000	388,500	407,300				
	79	314,500	358,500	388,900	407,800				
	80	315,800	359,000	389,300	408,300				
	81	317,200	359,600	389,800	408,900				
	82	318,500	360,100	390,200	409,400				

	83	319,700	360,600	390,600	409,900				
	84	321,000	361,100	391,000	410,400				
	85	322,300	361,500	391,600	410,700				
	86	323,600	362,000	392,000	411,200				
	87	324,900	362,500	392,400	411,700				
	88	326,200	363,000	392,800	412,200				
	89	327,400	363,400	393,400	412,700				
	90	328,500	363,800	393,700	413,200				
	91	329,600	364,200	394,100	413,700				
	92	330,700	364,600	394,500	414,200				
	93	331,700	365,100	394,700	414,700				
	94	332,500	365,500	395,000	415,200				
	95	333,300	365,900	395,300	415,700				
	96	334,100	366,300	395,600	416,200				
	97	334,900	366,800	395,900	416,700				
	98	335,600	367,200	396,200					
	99	336,300	367,600	396,500					
	100	337,000	368,000	396,800					
	101	337,700	368,500	397,000					
	102		368,900	397,300					
	103		369,300	397,600					
	104		369,700	397,900					
	105		370,100	398,100					
	106		370,500	398,400					
	107		370,900	398,700					
	108		371,300	399,000					
	109		371,500	399,200					
	110		371,900						
	111		372,300						
	112		372,700						
	113		372,900						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額							
		円 216,800	円 252,300	円 281,400	円 316,200	円 333,600	円 357,000	円 393,500	円 441,600

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	194,100	242,100	288,600	348,100	420,900
	2	195,700	242,900	290,600	349,600	422,500
	3	197,300	243,700	292,600	351,200	424,200
	4	198,800	244,400	294,700	352,600	425,900
	5	200,600	245,200	296,700	354,400	427,500
	6	202,500	246,600	298,900	356,200	429,200
	7	204,600	247,500	301,000	358,000	430,900
	8	206,900	248,400	303,000	359,500	432,600
	9	209,200	249,400	304,900	360,900	434,200
	10	211,700	250,700	306,800	362,300	435,900
	11	214,400	252,100	308,800	363,800	437,600
	12	217,000	253,300	310,600	365,300	439,300
	13	219,500	254,400	312,500	366,500	440,800
	14	221,900	255,800	314,600	367,700	442,500
	15	224,300	257,100	316,600	369,000	444,200
	16	226,800	258,400	318,600	370,200	445,900
	17	229,300	259,900	320,600	371,400	447,300
	18	231,600	262,300	322,600	372,600	449,000
	19	234,000	264,500	324,600	373,900	450,700
	20	236,300	266,600	326,600	375,100	452,400
	21	238,200	268,800	328,800	376,300	454,000
	22	238,900	271,000	330,900	377,700	455,600
	23	239,500	273,100	332,900	379,100	457,200
	24	240,100	275,400	334,900	380,500	458,800
	25	240,800	277,700	336,800	381,900	460,600
	26	241,900	279,800	338,700	383,700	462,100
	27	242,800	281,800	340,400	385,500	463,600
	28	243,600	283,800	342,200	387,200	465,100
	29	244,700	285,800	344,000	388,700	466,500
	30	245,600	287,800	345,800	390,400	468,000
	31	246,800	289,900	347,600	392,100	469,500
	32	247,900	291,800	349,100	393,800	471,000
	33	249,000	293,600	350,600	395,500	472,500
	34	250,100	295,500	352,200	397,000	473,300
	35	251,200	297,500	353,900	398,500	474,100
	36	252,400	299,200	355,600	399,800	474,900
	37	253,700	301,000	357,200	401,100	475,700
	38	255,000	302,900	358,600	402,600	476,500

	39	256,200	304,700	360,100	404,100	477,300
	40	257,200	306,500	361,700	405,600	478,100
	41	258,400	308,200	363,000	407,000	478,900
	42	259,400	310,200	364,500	408,400	
	43	260,400	312,200	366,200	409,900	
	44	261,500	314,100	367,900	411,400	
	45	262,600	316,100	369,400	412,800	
	46	263,600	318,100	370,800	414,200	
	47	264,600	320,100	372,200	415,600	
	48	265,600	322,100	373,600	417,000	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	49	266,500	324,000	375,100	418,600	
	50	267,500	325,900	376,700	420,000	
	51	268,500	327,800	378,300	421,400	
	52	269,500	329,500	379,900	422,800	
	53	270,500	331,300	381,400	424,200	
	54	271,500	333,100	382,900	425,600	
	55	272,400	334,800	384,400	427,000	
	56	273,200	336,500	385,900	428,400	
	57	274,000	338,100	387,500	429,700	
	58	275,000	339,700	388,900	431,100	
	59	275,900	341,500	390,300	432,500	
	60	276,700	343,300	391,600	433,900	
	61	277,500	344,800	392,900	435,400	
	62	278,500	346,300	394,300	436,800	
	63	279,500	347,800	395,700	438,200	
	64	280,500	349,500	397,100	439,600	
	65	281,600	351,000	398,600	440,900	
	66	282,600	352,600	399,700	442,100	
	67	283,600	354,300	400,900	443,300	
	68	284,600	355,900	402,100	444,500	
	69	285,600	357,400	403,200	445,900	
	70	286,500	358,900	404,300	447,100	
	71	287,400	360,600	405,400	448,300	
	72	288,300	362,300	406,500	449,500	
	73	289,200	364,000	407,800	450,600	
	74	290,100	365,700	408,900	451,300	
	75	291,100	367,400	410,000	452,000	
	76	292,000	369,100	411,100	452,700	
	77	292,700	370,400	412,000	453,400	
	78	293,500	371,800	412,900	453,900	
	79	294,400	373,200	413,800	454,400	
	80	295,100	374,600	414,700	454,900	
	81	295,700	376,000	415,600	455,500	

82	296,300	377,200	416,500
83	296,900	378,400	417,400
84	297,600	379,600	418,300
85	298,200	380,700	419,000
86	298,800	381,900	419,900
87	299,600	383,100	420,800
88	300,400	384,300	421,700
89	301,200	385,400	422,500
90	301,900	386,500	423,400
91	302,700	387,600	424,300
92	303,400	388,700	425,200
93	304,300	389,900	426,000
94	305,000	390,900	426,700
95	305,800	391,900	427,400
96	306,600	392,900	428,100
97	307,300	393,900	429,000
98	308,100	394,700	429,500
99	308,900	395,500	430,000
100	309,700	396,300	430,500
101	310,700	397,000	431,000
102	311,500	397,800	431,400
103	312,300	398,600	431,800
104	313,100	399,300	432,200
105	313,700	399,900	432,500
106	314,400	400,600	432,700
107	315,100	401,300	433,000
108	315,800	402,000	433,300
109	316,300	402,800	433,500
110	316,700	403,300	433,800
111	317,100	403,800	434,100
112	317,500	404,300	434,400
113	317,900	405,000	434,500
114	318,300	405,500	434,800
115	318,700	406,000	435,100
116	319,100	406,500	435,400
117	319,600	407,100	435,600
118	320,000	407,500	
119	320,400	407,900	
120	320,800	408,300	
121	321,100	408,800	
122	321,400	409,000	
123	321,700	409,200	
124	322,000	409,400	

125	322,300	409,800
126	322,500	410,000
127	322,700	410,200
128	322,900	410,400
129	323,200	410,800
130	323,400	411,000
131	323,600	411,200
132	323,800	411,400
133	323,900	411,500
134	324,100	411,700
135	324,300	411,900
136	324,400	412,100
137	324,500	412,400
138	324,700	412,600
139	324,900	412,800
140	325,100	413,000
141	325,200	413,300
142	325,400	413,500
143	325,600	413,700
144	325,800	413,900
145	325,900	414,200
146	326,100	414,400
147	326,300	414,600
148	326,500	414,800
149	326,600	415,000
150	326,700	415,200
151	326,800	415,400
152	327,000	415,600
153	327,100	415,900
154		416,100
155		416,300
156		416,500
157		416,800
158		417,000
159		417,200
160		417,400
161		417,700
162		417,900
163		418,100
164		418,300
165		418,600

定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基 準 給料月額				
	円 237,500	円 280,300	円 309,200	円 337,800	円 423,400

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	194,100	211,800	288,500	313,100	411,000
	2	195,700	214,400	290,500	315,300	412,300
	3	197,300	217,200	292,400	317,500	413,600
	4	198,900	220,000	294,500	319,800	414,900
	5	200,600	222,500	296,700	322,100	416,300
	6	202,600	225,000	298,800	324,400	417,600
	7	204,600	227,300	300,800	326,700	418,900
	8	206,900	229,800	302,800	328,900	420,200
	9	209,200	232,400	304,800	331,100	421,300
	10	211,700	235,000	306,800	333,100	422,500
	11	214,400	237,500	308,800	335,100	423,600
	12	217,000	240,000	310,600	337,200	424,700
	13	219,500	242,100	312,400	339,100	425,700
	14	222,000	242,900	314,300	340,700	426,900
	15	224,300	243,700	316,100	342,300	428,100
	16	226,800	244,500	318,000	343,800	429,300
	17	229,300	245,300	319,900	345,500	430,400
	18	231,700	246,600	321,900	347,200	431,600
	19	234,000	247,500	323,900	348,800	432,800
	20	236,300	248,400	325,900	350,300	434,000
	21	238,100	249,400	327,900	351,800	435,000
	22	238,800	250,700	329,800	353,400	436,200
	23	239,500	252,000	331,900	355,200	437,400
	24	240,200	253,200	334,000	356,900	438,600
	25	241,000	254,400	335,800	358,200	439,700
	26	241,900	255,700	337,300	359,300	440,900
	27	242,700	257,000	338,800	360,400	442,100
	28	243,600	258,500	340,300	361,600	443,300
	29	244,600	260,100	341,900	362,600	444,400
	30	245,700	262,200	343,600	363,700	445,400
	31	246,800	264,400	345,200	364,900	446,400
	32	247,800	266,500	346,700	366,100	447,400
	33	248,800	268,700	348,200	367,300	448,500
	34	249,800	270,900	349,700	368,400	449,100
	35	250,800	273,100	351,400	369,700	449,700
	36	251,900	275,400	353,000	371,000	450,300
	37	253,000	277,600	354,400	372,200	451,100
	38	254,200	279,700	355,800	373,400	451,700
	39	255,300	281,700	357,200	374,700	452,300

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	40	256,200	283,700	358,700	375,900	452,900
	41	257,400	285,700	360,000	377,000	453,600
	42	258,400	287,700	361,000	378,400	
	43	259,400	289,700	362,000	379,800	
	44	260,500	291,600	363,000	381,200	
	45	261,500	293,500	363,900	382,600	
	46	262,400	295,400	364,900	383,900	
	47	263,400	297,300	366,100	385,200	
	48	264,400	299,100	367,300	386,500	
	49	265,400	300,800	368,300	387,800	
	50	266,400	302,700	369,700	389,100	
	51	267,400	304,600	371,100	390,400	
	52	268,300	306,400	372,500	391,700	
	53	269,200	308,300	373,900	393,100	
	54	270,100	310,300	375,300	394,400	
	55	271,000	312,300	376,700	395,700	
	56	271,900	314,200	378,100	397,000	
	57	272,700	316,100	379,700	398,100	
	58	273,600	318,000	380,700	399,200	
	59	274,400	320,000	381,700	400,400	
	60	275,100	322,000	382,700	401,600	
	61	275,800	323,800	383,600	402,700	
	62	276,700	325,600	384,600	403,800	
	63	277,600	327,500	385,600	404,900	
	64	278,500	329,300	386,600	406,000	
	65	279,400	331,100	387,800	407,200	
	66	280,300	332,900	388,800	408,200	
	67	281,300	334,700	389,800	409,200	
	68	282,300	336,400	390,800	410,200	
	69	283,300	338,000	391,800	410,900	
	70	284,200	339,600	392,800	411,800	
	71	285,100	341,300	393,800	412,700	
72	286,000	343,100	394,800	413,600		
73	286,900	344,600	395,900	414,600		
74	287,800	346,100	396,600	415,300		
75	288,700	347,600	397,300	416,000		
76	289,500	349,200	398,000	416,700		
77	290,300	350,600	398,400	417,300		
78	291,100	351,900	399,100	417,800		
79	292,000	353,300	399,800	418,300		
80	292,800	354,700	400,500	418,800		
81	293,400	356,000	401,000	419,400		
82	294,000	357,400	401,700	419,800		

83	294,600	358,900	402,400	420,200
84	295,300	360,200	403,100	420,600
85	295,700	361,500	403,700	421,000
86	296,200	362,800	404,400	421,400
87	296,900	364,100	405,100	421,800
88	297,500	365,400	405,800	422,200
89	297,900	366,500	406,400	422,600
90	298,300	367,700	406,800	423,000
91	298,800	368,900	407,200	423,400
92	299,300	370,100	407,600	423,800
93	299,700	371,300	407,900	424,100
94	300,200	372,300	408,300	424,500
95	300,700	373,300	408,700	424,900
96	301,200	374,300	409,100	425,300
97	301,600	375,100	409,500	425,600
98	302,200	375,900	409,900	
99	302,800	376,700	410,300	
100	303,400	377,500	410,700	
101	303,900	378,400	411,100	
102	304,200	379,200	411,500	
103	304,500	380,000	411,900	
104	304,700	380,800	412,300	
105	304,800	381,500	412,600	
106	305,000	382,200	412,900	
107	305,200	382,900	413,200	
108	305,300	383,600	413,500	
109	305,400	384,400	413,900	
110	305,500	385,100	414,200	
111	305,700	385,800	414,500	
112	305,900	386,500	414,800	
113	306,000	387,100	415,200	
114	306,200	387,800	415,500	
115	306,400	388,500	415,800	
116	306,600	389,200	416,100	
117	306,700	389,600	416,500	
118	306,800	390,100	416,800	
119	306,900	390,600	417,100	
120	307,000	391,100	417,400	
121	307,200	391,600	417,600	
122	307,300	392,100		
123	307,400	392,600		
124	307,500	393,100		
125	307,600	393,500		

126	393,900
127	394,300
128	394,700
129	395,200
130	395,600
131	396,000
132	396,400
133	396,700
134	397,000
135	397,300
136	397,600
137	397,900
138	398,200
139	398,500
140	398,800
141	399,100
142	399,400
143	399,600
144	399,900
145	400,000
146	400,300
147	400,600
148	400,900
149	401,100
150	401,400
151	401,700
152	402,000
153	402,200
154	402,500
155	402,800
156	403,100
157	403,300
158	403,600
159	403,900
160	404,200
161	404,300
162	404,600
163	404,900
164	405,200
165	405,400
166	405,700
167	406,000
168	406,300

	169		406,500			
	170		406,800			
	171		407,100			
	172		407,400			
	173		407,600			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 227,500	円 276,900	円 304,000	円 331,000	円 413,100

備考

- この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	339,900	403,000	435,300	483,900	503,100
	2	342,800	405,300	437,600	485,300	504,300
	3	345,700	407,500	439,900	486,700	505,500
	4	348,400	409,700	441,900	487,900	506,700
	5	351,100	411,900	443,700	489,100	508,100
	6	353,700	414,200	445,500	490,300	509,500
	7	356,200	416,400	447,300	491,500	510,900
	8	358,700	418,600	449,000	492,700	512,200
	9	361,200	420,800	450,700	494,000	513,600
	10	363,700	423,000	452,400	495,400	515,400
	11	366,200	424,800	454,200	496,800	517,200
	12	368,700	426,500	455,900	498,400	519,000
	13	371,200	428,200	457,500	500,200	520,700
	14	373,600	429,900	459,100	501,800	522,400
	15	376,000	431,600	460,700	503,400	524,100
	16	378,400	433,300	462,300	505,000	525,800
	17	380,800	435,000	463,900	506,400	527,700
	18	383,100	436,700	465,300	507,700	529,500
	19	385,400	438,400	466,600	509,000	531,300
	20	387,700	440,100	467,900	510,300	533,000
	21	390,000	441,900	469,200	511,500	534,700
	22	392,300	443,700	470,500	512,800	536,400
	23	394,500	445,500	471,800	514,100	538,100
	24	396,700	447,300	473,000	515,300	539,800
	25	398,900	449,000	474,200	516,300	541,400
	26	401,100	450,700	475,500	517,500	543,100
	27	403,300	452,300	476,800	518,700	544,800
	28	405,300	453,800	478,000	519,900	546,500
	29	407,300	455,300	479,400	521,100	548,100
	30	409,400	456,700	480,800	522,300	549,700
	31	411,300	458,100	482,200	523,500	551,400
	32	412,900	459,500	483,800	524,700	553,100
	33	414,400	460,900	485,400	525,900	554,700
	34	415,800	462,300	487,200	527,100	556,300
	35	417,000	463,800	489,000	528,300	557,900
	36	418,100	465,300	490,800	529,500	559,500
	37	419,200	466,800	492,600	530,700	561,300
	38	420,300	468,300	494,200	531,900	562,900

	39	421,400	469,800	495,800	533,100	564,500
	40	422,300	471,400	497,400	534,300	566,100
	41	423,200	473,200	499,200	535,600	567,800
	42	424,000	475,000	500,500	536,800	569,400
	43	424,700	476,800	501,800	538,000	571,000
	44	425,400	478,600	503,100	539,200	572,600
	45	426,000	480,200	504,300	540,200	574,400
	46	426,500	481,900	505,500	541,400	576,000
	47	427,000	483,500	506,700	542,600	577,600
	48	427,500	485,100	507,900	543,800	579,200
	49	428,000	486,900	509,100	545,000	581,000
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	50	428,400	488,200	510,200	546,200	582,600
	51	428,800	489,500	511,300	547,400	584,200
	52	429,100	490,800	512,400	548,600	585,800
	53	429,400	492,100	513,700	549,800	587,500
	54	429,700	493,300	514,700	551,000	589,100
	55	430,000	494,500	515,700	552,200	590,700
	56	430,300	495,700	516,700	553,400	592,300
	57	430,600	496,900	517,500	554,500	593,800
	58	430,900	498,000	518,500	555,700	595,200
	59	431,200	499,100	519,500	556,900	596,600
	60	431,600	500,200	520,500	558,100	598,000
	61	432,300	501,500	521,400	559,200	599,500
	62	433,000	502,500	522,400	560,300	600,800
	63	433,700	503,500	523,200	561,400	602,100
	64	434,400	504,500	524,200	562,500	603,400
	65	434,900	505,300	525,000	563,800	604,900
	66	435,400	506,100	526,000	564,800	606,000
	67	435,900	506,900	527,000	565,800	607,100
	68	436,400	507,700	528,000	566,800	608,200
	69	437,100	508,400	528,900	567,800	609,500
	70	437,700	509,200	529,900	568,700	610,600
	71	438,300	510,000	530,900	569,600	611,700
	72	438,800	510,800	531,900	570,500	612,800
	73	439,200	511,300	532,800	571,500	613,900
	74	439,800	512,000	533,700	572,400	
	75	440,400	512,700	534,600	573,300	
76	441,000	513,400	535,500	574,200		
77	441,400	514,300	536,600	575,100		
78		515,000	537,500	576,000		
79		515,700	538,400	576,900		
80		516,400	539,300	577,800		
81		517,300	540,300	578,900		

	82		518,000	541,200	579,800	
	83		518,700	542,100	580,700	
	84		519,400	543,000	581,600	
	85		520,200	543,900	582,700	
	86		520,900	544,800	583,600	
	87		521,600	545,700	584,500	
	88		522,300	546,600	585,400	
	89		523,200	547,500	586,500	
	90		523,900	548,300		
	91		524,600	549,100		
	92		525,300	549,900		
	93		526,200	550,800		
	94		526,900	551,600		
	95		527,700	552,400		
	96		528,500	553,200		
	97		529,200	554,000		
	98		529,900			
	99		530,700			
	100		531,500			
	101		532,200			
	102		533,000			
	103		533,800			
	104		534,600			
	105		535,100			
	106		535,900			
	107		536,700			
	108		537,500			
	109		538,200			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 299,900	円 351,800	円 402,800	円 470,400	円 514,700

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	215,000	251,800	282,000	305,900	351,200	376,200	395,100
	2	216,900	252,900	283,200	307,100	352,700	377,800	397,100
	3	218,800	253,800	284,500	308,300	354,300	379,400	399,100
	4	220,700	254,700	285,800	309,500	356,000	381,200	401,000
	5	222,600	255,600	287,000	310,600	357,400	382,800	402,900
	6	224,700	256,600	288,200	311,800	359,000	384,600	404,900
	7	226,900	257,600	289,400	313,000	360,600	386,400	406,900
	8	229,200	258,500	290,500	314,100	362,300	388,100	408,900
	9	231,500	259,400	291,600	315,600	363,800	389,700	411,000
	10	233,800	260,500	292,800	317,100	365,600	391,500	413,000
	11	236,100	261,700	294,000	318,500	367,400	393,300	415,000
	12	238,400	262,800	295,200	319,800	369,300	395,100	416,900
	13	240,600	263,800	296,400	321,300	371,100	396,900	418,800
	14	242,700	264,800	297,600	322,800	373,000	398,600	420,300
	15	244,300	265,900	298,700	324,400	374,900	400,300	421,800
	16	245,700	267,000	299,900	326,000	376,700	402,000	423,300
	17	246,900	268,100	301,100	327,700	378,600	403,800	424,500
	18	248,000	269,300	302,400	329,400	380,500	405,500	425,600
	19	249,000	270,600	303,700	331,100	382,400	407,200	426,700
	20	250,000	271,900	305,000	332,800	384,300	408,900	427,800
	21	251,000	273,200	306,300	334,600	386,100	410,400	428,900
	22	252,000	274,400	307,700	336,400	387,900	411,700	429,800
	23	253,000	275,500	309,000	338,200	389,700	413,000	430,700
	24	253,900	276,800	310,300	339,900	391,300	414,300	431,600
	25	255,000	278,100	311,600	341,600	393,200	415,800	432,500
	26	256,000	279,300	313,100	343,300	394,700	416,800	433,400
	27	257,000	280,600	314,600	345,000	396,200	417,900	434,300
	28	258,000	281,700	316,100	346,700	397,700	419,000	435,200
	29	259,000	282,800	317,600	348,400	399,100	420,000	436,200
	30	260,000	283,900	319,100	350,100	400,400	420,900	437,100
	31	261,000	285,100	320,600	351,800	401,700	421,800	437,900
	32	262,000	286,200	322,100	353,600	403,000	422,700	438,800
	33	263,100	287,300	323,700	355,400	404,300	423,700	439,800
	34	264,200	288,400	325,200	357,100	405,200	424,600	440,700
	35	265,300	289,500	326,700	358,800	406,100	425,400	441,600
	36	266,400	290,600	328,200	360,600	407,000	426,300	442,500
	37	267,500	291,700	329,600	362,300	407,900	427,300	443,300
	38	268,600	292,800	331,000	363,700	408,800	428,200	444,200
	39	269,700	294,000	332,300	365,100	409,700	429,100	445,100

	40	270,900	295,100	333,600	366,400	410,600	430,000	446,000
	41	272,200	296,300	334,800	367,600	411,400	430,800	446,900
	42	273,300	297,500	336,000	368,900	412,300	431,600	447,800
	43	274,400	298,700	337,200	370,200	413,100	432,400	448,700
	44	275,600	299,900	338,500	371,500	414,000	433,200	449,600
	45	276,800	301,200	339,700	372,900	414,800	434,200	450,500
	46	278,000	302,500	341,000	374,100	415,700	435,000	451,400
	47	279,200	303,900	342,400	375,300	416,600	435,800	452,300
	48	280,300	305,300	343,800	376,400	417,500	436,600	453,200
	49	281,300	306,700	345,100	377,500	418,200	437,300	454,100
	50	282,300	308,100	346,300	378,300	419,100	438,100	455,000
	51	283,300	309,400	347,500	379,100	420,000	438,900	455,900
	52	284,300	310,800	348,700	379,900	420,900	439,700	456,800
	53	285,400	312,100	349,900	380,500	421,700	440,400	457,700
	54	286,400	313,400	351,100	381,300	422,400	441,200	458,600
	55	287,400	314,700	352,300	382,100	423,100	442,000	459,500
	56	288,400	316,000	353,500	382,900	423,800	442,800	460,400
	57	289,400	317,300	354,700	383,600	424,700	443,500	461,300
	58	290,400	318,600	355,900	384,300	425,400	444,300	462,200
	59	291,500	319,900	357,100	385,100	426,100	445,100	463,100
	60	292,600	321,200	358,200	385,900	426,800	445,900	464,000
	61	293,700	322,400	359,200	386,500	427,700	446,600	464,800
	62	294,700	323,700	360,100	387,300	428,400	447,400	465,600
	63	295,900	325,000	361,000	388,100	429,100	448,200	466,400
	64	297,100	326,300	361,900	388,900	429,800	449,000	467,200
	65	298,300	327,500	362,800	389,600	430,700	449,700	468,000
	66	299,500	329,000	363,600	390,400	431,400	450,500	468,800
	67	300,700	330,500	364,400	391,100	432,100	451,300	469,600
	68	301,900	332,000	365,200	391,900	432,800	452,100	470,400
	69	303,100	333,400	366,200	392,600	433,700	452,600	471,300
	70	304,300	334,700	366,900	393,400	434,400	453,300	
	71	305,400	336,100	367,600	394,200	435,100	454,000	
	72	306,600	337,500	368,300	395,000	435,800	454,700	
	73	307,800	338,800	369,100	395,600	436,700	455,400	
	74	309,000	340,200	369,800	396,300	437,400		
	75	310,200	341,500	370,500	397,000	438,100		
	76	311,400	342,900	371,200	397,700	438,800		
	77	312,500	344,300	372,100	398,500	439,500		
	78	313,600	345,600	372,800	399,200	440,200		
	79	314,700	346,800	373,400	399,900	440,900		
	80	315,800	348,000	374,100	400,600	441,600		
	81	316,900	349,200	375,000	401,500	442,500		
	82	317,900	350,300	375,700	402,200			

83	319,000	351,400	376,400	402,900
84	320,000	352,500	377,100	403,600
85	320,900	353,400	378,000	404,500
86	322,000	354,200	378,700	405,200
87	323,100	355,000	379,400	405,900
88	324,300	355,800	380,100	406,600
89	325,300	356,700	381,000	407,400
90	326,500	357,400	381,700	408,100
91	327,700	358,100	382,400	408,800
92	328,800	358,800	383,100	409,500
93	329,800	359,600	383,900	410,300
94	331,000	360,300	384,600	411,000
95	332,200	361,000	385,300	411,700
96	333,400	361,700	386,000	412,400
97	334,600	362,500	386,800	413,200
98	335,800	363,200	387,500	413,900
99	337,000	363,800	388,200	414,600
100	338,100	364,500	388,900	415,300
101	339,200	365,300	389,700	415,900
102	340,300	366,000	390,400	416,600
103	341,400	366,700	391,100	417,300
104	342,500	367,400	391,800	418,000
105	343,400	368,100	392,600	418,800
106	344,400	368,800	393,300	
107	345,400	369,500	394,000	
108	346,400	370,200	394,700	
109	347,400	371,000	395,400	
110	348,300	371,700	396,100	
111	349,200	372,400	396,800	
112	350,100	373,100	397,500	
113	350,900	373,900	397,800	
114	351,800	374,600	398,400	
115	352,700	375,300	399,000	
116	353,600	376,000	399,600	
117	354,600	376,800	400,100	
118	355,500	377,500	400,600	
119	356,400	378,200	401,100	
120	357,300	378,900	401,600	
121	358,300	379,700	402,300	
122	359,200	380,400	402,800	
123	360,100	381,100	403,300	
124	361,000	381,800	403,800	
125	361,700	382,600	404,500	

	126	362,500	383,300	405,000				
	127	363,300	384,000	405,500				
	128	364,100	384,700	406,000				
	129	364,800	385,500	406,700				
	130	365,500	386,200					
	131	366,200	386,900					
	132	366,900	387,600					
	133	367,600	388,300					
	134	368,300	389,000					
	135	369,000	389,700					
	136	369,700	390,400					
	137	370,400	391,100					
	138	371,100						
	139	371,800						
	140	372,500						
	141	373,200						
	142	373,900						
	143	374,600						
	144	375,300						
	145	376,000						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		238,200	267,200	272,400	282,700	311,000	352,400	383,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

別表第六消防手当の項第六号中

「救急業務等の件数が1日につき7件以上の場合 日額1,000円」	を	「救急業務等の件数が1日につき10件以上の場合 日額2,000円」	
		救急業務等の件数が1日につき7件以上9件以下の場合 日額1,600円	に改める。
		救急業務等の件数が1日につき4件以上6件以下の場合 日額1,000円	

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第九条の三第一項第一号及び別表第一から別表第四までの規定は令和六年四月一日から、改正後の条例第十九条の五第二項及び第三項並びに第二十条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し職員の給料の額、初任給調整手当の限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十二号議案

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第八条中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

第九条中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に、「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改める。

第十一条第一項第一号中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十三号議案

仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成十五年仙台市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「の規定による建築主事に対する確認の申請、法」を「若しくは」に、「指定確認検査機関による確認の引受け」を「確認の申請」に、「の規定による建築主事に対する通知」を「若しくは第四項の規定による通知（次号、第三項及び第三十二条において「確認の申請等」という。）」に改め、同項第二号中「法第六条第一項の規定による建築主事等に対する確認の申請、法第六条の第二項の規定による指定確認検査機関による確認の引受け又は法第十八条第二項の規定による建築主事等に対する通知（第三項及び第三十二条において「」及び「」という。）」を削り、同条第三項中「建築主事等」の下に「（大規模建築物の建築主にあつては、建築主事）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下この項において「条例」という。）第十一条、第十三条第一項、第三項及び第四項、第十四条並びに第三十二条の規定は、この条例の施行の日前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第四項の規定による通知が行われた、又は同日以後令和七年四月一日前に当該通知が行われる中高層建築物（条例第二条第二項第一号に規定する中高層建築物をいい、同項第二号に規定する集合住宅を除く。）については、適用しない。

理 由

建築基準法の改正を考慮し、国の機関の長等が建築する中高層建築物に係る建築計画の説明の状況等に関する報告に係る規定を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十四号議案

仙台市都市計画法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市都市計画法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市都市計画法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十二条とする。

第七条中「第五条各項」を「第九条各項」に改め、同条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条第一項中「応じ」を「応じ、」に改め、同項の表中

八千八百円	一万二千元
二万二千百元	二万七千元
四万四千三百円	六万千元
八万八千六百元	十万五千元
十三万二千九百元	十七万千元
十七万七千二百円	二十五万円
二十二万千五百円	三十四万六千元
三十一万百円	四十八万七千元
一万三千二百円	一万六千元
三万円	三万六千元
六万六千四百円	八万三千元
十二万四千元	十四万円
二十万三千八百円	二十四万二千元
二十七万四千七百円	三十四万八千元
三十四万五千六百元	四十七万円
四十八万七千四百円	六十六万四千元
八万八千六百元	九万二千元
十三万二千九百元	十三万八千元
十九万八千元	二十一万五千元
二十六万五千八百円	二十八万三千元
三十九万八千八百円	四十三万七千元
五十二万二千八百円	五十九万六千元
六十七万三千五百円	七十九万八千元
八十九万五千五百円	百七万二千元

を

に改め、同条第二項中「当該各号に定める

額」を「、当該各号に定める額（その変更が当該各号の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に

定める額」に改め、「の下欄」を削り、「額」を「額()」に改め、同項第一号中「面積(次号)」を「面積(同号)」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第二号並びに同条第五項及び第六項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第七項中「よる開発登録簿」を「より登録簿」に、「申請」を「請求」に、「、開発登録簿」を「、登録簿」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

8 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条第一項又は第二項の規定により同条第一項又は第二項の書面の交付を受けようとする者は、開発行為等適合証明書交付手数料として、一件につき、二千百円を納付しなければならない。

第四条を第八条とし、第三条を第七条とし、第二条を第六条とする。

第一条の四第一号中「第一条の三第一号」を「前条第一号」に改め、同条第二号中「第一条の三第二号」を「前条第二号」に改め、同条を第五条とし、第一条の三を第四条とし、第一条の二を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

別表中「第一条の二」を「第三条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市都市計画法の施行に関する条例第九条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

都市計画法の改正を考慮し開発行為許可申請手数料を改定するとともに、開発行為等適合証明書交付手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三百二十五号議案

仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第六条を第九条とする。

第五条第一項中「第十二条第一項」の下に「又は第三十条第一項」を加え、「掲げる切土又は盛土をする」を「掲げる工事の種類区分及び同表の中欄に掲げる宅地造成等を行う」に改め、同項の表を次のように改める。

工事の種類	宅地造成等を行う土地の面積	手数料の額
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	五百平方メートル以内のもの	一万四千元
	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万四千元
	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三万五千元
	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万二千元
	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万二千元
	五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万四千元
	一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十三万千元
	二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	二十万八千元
	四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	三十二万三千元
	七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	四十六万五千元
	十万平方メートルを超えるもの	五十九万七千元
	五百平方メートル以内のもの	九千元
	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千元
	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万三千元
	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	一万六千元
	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二万三千元
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二万六千元	
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	三万二千元	
二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	四万四千元	
土石の堆積に関する工事		

四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	六万円
七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	九万円
十万平方メートルを超えるもの	十二万円

第五条第二項中「第十六条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を加え、「当該申請に係る変更が次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、第一号に定める額」を「その変更が当該各号の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額を合算した額（その合算した額が前項の表に定める額のうち最も高い額を超えるときは、その額）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号に掲げる変更のみであるものを除く。） 工事の種類
 類の区分及び宅地造成等を行う土地の面積（同号に掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の宅地造成等を行う土地の面積、宅地造成等を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の宅地造成等を行う土地の面積）の区分に応じ、前項の表に定める額に十分の一を乗じて得た額

第五条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 宅地造成等を行う新たな土地の編入に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更 工事の種類
 区分及び当該土地の面積の区分に応じ、前項の表に定める額

第五条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項各号中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 省令第八十八条の規定により同条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等適合証明書交付手数料として、一件につき、二千百円を納付しなければならない。

第五条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第七条 法第十八条第四項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。次条において「政令」という。）第三条各号に掲げるものとする。

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第八条 法第十九条第二項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、政令第三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第二項の条例で定める規模の土石の堆積は、政令第四条各号に掲げるもの（同条第一号に掲げるものにあつては、省令第八条第十号イで定める規模のものを除く。）とする。

第四条中「許可工事の」を「法第十二条第一項の許可を受けた宅地造成等に関する工事又は法第三十条第一項の許可を受けた特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の」に、「当該許可工事」を「これらの工事」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事の工事主は、これらの工事を中止し、又は再開したときは、

規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第三条中「許可工事の」を「法第十二条第一項の許可を受けた宅地造成等に関する工事（法第十五条第一項の規定により当該許可があつたものとみなされたものを含む。次条第一項において同じ。）又は法第三十条第一項の許可を受けた特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事（法第三十四条第一項の規定により当該許可があつたものとみなされたものを含む。次条第一項において同じ。）の」に、「当該許可工事」を「これらの工事」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（住民への周知の方法）

第三条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この条、第六条第三項及び第八条第二項において「省令」という。）第六条又は第六十二条の規定により、省令第六条第三号に掲げる方法による措置を行うときの当該措置の期間は、三十日以上となるように努めなければならない。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

宅地造成等規制法の改正を考慮し中間検査及び定期の報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模並びに定期の報告を要する土石の堆積の規模を定めるとともに宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に係る手数料を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三百三十六号議案

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二の表仙台市立実沢小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

実沢小学校を根白石小学校に統合するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 137 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 空気調和設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1, 7 番 2, 7 番 3, 100 番, 300 番 3, 300 番 4, 300 番 5, 300 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 4,983,000,000 円
- 5 契約の相手方 東京都中央区新川一丁目 17 番 21 号
三建設備工業株式会社

第 138 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市福祉プラザ大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区五橋二丁目253番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,600,500,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
興盛工業所・加納工業所共同企業体
 構成員 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
 株式会社興盛工業所
 構成員 仙台市宮城野区大槻13番30号
 株式会社加納工業所

第 139 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立広瀬小学校校舎等長寿命化改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区下愛子字清水端10番 1, 11番 1, 下愛子字二本松 5 番 1, 5 番 3
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 571,340,000円
- 5 契約の相手方 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社

第 140 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 6 年 6 月 25 日付けで議決を得た仙台市役所本庁舎整備第 1 期 建築工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額	金 25,340,524,000円
変 更 契 約 金 額	金 27,449,112,900円
増 加 金 額	金 2,108,588,900円

第 141 号議案

損害賠償の額の決定に関する件

令和 5 年 11 月 20 日 [REDACTED] 先の本市の緑地において発生した倒木により、
[REDACTED] の家屋等が損傷した事故に関し、本市が当該者及び当該者に対し損害保険契約
の保険者として当該事故に係る保険給付を行ったことにより本市に対し当該者が有する同家屋等
の修理費用相当額に係る損害賠償請求権を取得した東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号東京海
上日動火災保険株式会社に対して支払う損害賠償の額を 5,084,214 円とすることにつき、地方自治
法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議決を求める。

第 142 号議案

あらたに生じた土地の確認に関する件

本市の区域内にあらたに生じた土地を次のとおり確認することにつき、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議決を求める。

位 置	面 積
仙台市宮城野区蒲生字町88の 6, 97, 98, 103, 104, 中野字高松286に隣接する公有水面埋立地及び蒲生字町100地先の公有水面埋立地並びに蒲生字町97, 100, 104に隣接する公有地の全部	平方メートル 37,128.75

備考 地番は令和 6 年 3 月 25 日現在のもの

第 143 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき，地方自治法第260条第1項の規定により，議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域
蒲 生 字 町	蒲生字町88の6，97，98，103，104，中野字高松286に隣接する公有水面埋立地及び蒲生字町100地先の公有水面埋立地並びに蒲生字町97，100，104に隣接する公有地の全部

備考 地番は令和6年3月25日現在のもの

第 144 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市市民活動サポートセンター	仙台市青葉区国分町一丁目8番10号 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

第 145 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市泉文化創造センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 仙台市市民文化事業団・東北共立・石井ビル 管理グループ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

第 146 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市障害者就労支援センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

第 147 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市根白石児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター 事業団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
仙台市向陽台児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子ども の丘	
仙台市片平児童館		
仙台市東六番丁児童館	仙台市宮城野区鉄砲町中3番地の14 特定非営利活動法人アスイク	
仙台市通町児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子ども の丘	
仙台市幸町南児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネッ トワーク	
仙台市榴岡児童館	仙台市泉区泉中央一丁目40番地の7 特定非営利活動法人せんだい杜の子ども劇場	
仙台市鶴巻児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子ども の丘	
仙台市宮城野児童館	仙台市宮城野区田子字富里153番地 社会福祉法人宮城厚生福社会	
仙台市新田児童館	仙台市泉区泉中央一丁目40番地の7 特定非営利活動法人せんだい杜の子ども劇場	

<p>仙台市荒町児童館</p>	<p>東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター 事業団</p>
<p>仙台市富沢児童館</p>	<p>仙台市青葉区立町9番7号 特定非営利活動法人仙台YMCAファミリー センター</p>
<p>仙台市錦ヶ丘児童館</p>	<p>仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子ども の丘</p>
<p>仙台市荒井児童館</p>	<p>仙台市宮城野区鉄砲町中3番地の14 特定非営利活動法人アスイク</p>

第 148 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市宮城広瀬総合運動場	仙台市青葉区花京院一丁目1番20号 TM共同事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
仙台市葛岡温水プール		
仙台市高砂庭球場	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市鶴ヶ谷温水プール	仙台市青葉区花京院一丁目1番20号 TM共同事業体	
仙台市水の森温水プール		
仙台市屋内グラウンド	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市出花体育館		

第 149 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市泉中央駅前駐車場	東京都品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

第 150 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
七北田公園の一部（仙台スタジアム及び体育館）	仙台市青葉区本町三丁目6番16号 仙台泉 SPORTS PARK CONSORTIUM	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
高砂中央公園の一部（庭球場）	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 151 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が令和 7 年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 152 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点 点
富 田 京 ノ 南 1 号 線	仙台市太白区富田字京ノ南 7 番 15 同 7 番 32

第 153 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和6年度仙台市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度仙台市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度仙台市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652,374,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		31,725,102	437,090	32,162,192
	3 県委託金	1,841,129	437,090	2,278,219
歳入合計		651,937,393	437,090	652,374,483

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		57,116,405	437,090	57,553,495
	4 選挙費	304,631	437,090	741,721
歳出合計		651,937,393	437,090	652,374,483